

## 2026年2月定例議会 討論

2026年3月19日

須増 伸子

日本共産党の須増伸子です。

会派を代表して、本定例会に提案された議案 41 件、請願 1 件、陳情 8 件について、委員長報告のとおり決することに反対し、主なものについて理由を述べます。

まず、議第 1 号令和 8 年度岡山県一般会計予算です。

今回の予算では、消防学校の女子専用区間整備や、県庁内保育施設整備、女性活躍推進事業の増額、県育英会東京寮の女子寮改修などジェンダー平等社会への推進につながる積極的な予算がくまれました。また、私どもも求めていた、救急安心センター事業費や妊産婦に対する交通費支援、中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業への補助制度などの予算も盛り込まれたことに感謝いたします。

同時に以前から申し上げていますが、いくつかの異議があります。まず、産業振興について特に、大型投資拠点化補助金について、申請分は 100 億円をこえ、今年も 20 億 2000 万円という県独自の補助金が支出されます。国は「強い経済」の名のもとに、大企業へ異次元の投資をすることで、大企業が利益を上げれば、いずれは国民の暮らしがよくなるという「トリクルダウン」政策に逆戻りしています。「責

「任ある積極財政」の名のもとに、赤字国債を大量発行していることや、混乱する国際情勢の中で、長期金利の上昇、異常円安が加速し、物価高が進む中で、暮らしと経済の危機深刻は増しています。そんな中ですので、県は大企業優遇の補助金を抜本的に見直し、労働者の七割を占めている中小企業や、第一次産業に根本的に支援策を振り向けるべきと考えます。

次に、苫田ダムの調整水量いわゆるあまり水へ 3 億 4100 万円、広域水道企業団への出資金 2 億 590 万円の支出はすべきではないと考えます。

次に、教育予算にかかわって、県独自の学力定着状況確認テストについて、学校と子どもたちを管理と過度な競争を煽ることにつながり、すべきではないと考えます

つぎに、子ども・ひとり親、障害者の岡山県医療費公費負担制度について、依然として全国の中でも大変低い水準に下げられたままです。特に子どもの医療費公費負担制度で、倉敷市の補助率は依然少ないままで、引き上げるべきです。

以上の理由から、新年度予算に反対いたします。

議第 24 条の岡山県職員等定数条例について、とくに教職員の定数要求で小学校が 130 人も減るなど全体で 100 名の定数削減が行われます。国に対し定数増を求めるとともに県としても今こそ、正規の先

生を増やして、授業に穴が開く教員の未配置問題の完全な解消を目指していくべきと考えます。そして、先生が生徒に向き合う時間をつくり、わかる授業の充実を求めます。

議第 52 号から 57 号については、「地域限定保育士の一般制度化」にともなう条例改正です。この問題は、保育士不足を理由に資格取得のハードルを下げ、担い手を増やそうとするやり方ですが、根本的な解決にはならないと考えます。

保育の最大の課題は担い手不足であり、必要なのは資格の緩和ではなく、保育という仕事の価値を高めることこそ必要ではないでしょうか。また、保育士は子どもの保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながりづくり、困難を抱える家庭への支援など、多面的な専門職であり、保育士の処遇改善と専門性の向上こそ、大切です。また、この改正では、実技の研修もされず「実技試験を省略」されます。特区で先行している現場では、頭では理解している子どもの特性に対し、実技の経験のないため、すぐに体が動かずパニックになる限定保育士が多く、結局見守るベテラン保育士が疲れ果て離職が加速したという例も発生しています。正規の保育士の処遇改善こそ進めていくことが大切と考え、この条例には反対いたします。

次に、陳情についてです。

次に陳情 77 号の高額療養費制度の上限引き上げの見直しを求めることについてです。これは昨年、がんなど重い病気で医療費が高くなる患者の負担額に上限を設ける高額療養費制度については国は昨年の通常国会に上限額を引き上げる案を出しましたが、国民の厳しい批判を受け“凍結”に追い込まれました。ところが高市政権は、今年 8 月から段階的に上限額を引き上げる新たな案を提出してきました。

高額療養費の負担増による給付費(保険料と公費)削減は年 2450 億円。このうち、1070 億円は受診控えも見込んでいるといます。高額療養費の患者負担増による保険料軽減は 1 人当たり月約 120 円。OTC 類似薬の患者負担増による保険料軽減(同約 30 円)と合わせても月約 150 円ほどの減額しかありません。社会保障の公費を増やしていくことこそ必要です。重い疾患で治療をしている患者にとってお金の問題で、健康に生きることをあきらめなくてはならないようなこの改悪はどうしても許せません。改めて、この陳情に賛成し国へ声を上げてほしいと考えます。

次に、陳情 111 号岡山県障害者医療費公費負担制度における年齢制限の撤廃についてです。新たに 65 歳以上で身体障害者 1 級、2 級、知的重度障害者、精神障害者一級の障害を持った場合に除外となる今の状況は、年齢で差別する対応となっており改善すべきと考えます。後期高齢者医療制度に加入すれば一割になる方もいるといわれますが、岡山県後期高齢者医療会計も厳しい財政運営で中四国で岡

山県が最も大きな保険料の値上げ案がだされています。後期高齢の医療費は二割負担、3割負担も導入されています。つまり、後期高齢者医療制度に加入することの対応では十分ではなく、問題もあります。ぜひ陳情の採択をすべきと考えます。

最後に陳情第 112 号から 114 号の養護教諭の複数配置を求める一連の要望についてです。養護教諭は、児童・生徒の体力、栄養状態等の把握、不安や悩みなど心の健康に関する把握と個別指導、救急処置、健康等に関する相談活動、学校の環境衛生活動、熱中症、伝染病の予防など、その役割は学校における健康と安全の確保、児童・生徒への個別・集団指導など多岐にわたります。

さらに、児童生徒に不登校状態にしないために日々重要な役割を担っています。また、子どもたちの抱える様々な問題をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないで解決していく重要な役割も担っています。行間休みの時には、多くの生徒が保健室を訪れているが、一人の養護教諭では対応できない場面が多々あることや、また一人体制では研修を受けることもままならず、保健室を離れることができない状況をわかってほしいと聞いています。ぜひ、国に基準見直しを求めてるとともに県でも複数配置の努力を進めていただきたいと思います。以上討論とします